

Web 給金帳 Cloud 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社インターコム（以下「インターコム」といいます。）が提供する「Web 給金帳 Cloud」サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する規約であり、本サービスの利用を申し込んだ方（以下「利用者」といいます。）は、インターコムがその申し込みを承諾することで、本規約に則り、本サービスを受けることができます。利用者が本サービスの申し込みをした時点で、本規約のすべてに同意したものと見なします。

第 1 条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味を次に示します。

①「利用契約」

本規約に同意の上、インターコムおよび利用者間にて本サービス利用に関して締結される契約。

②「サービスパートナー」

インターコムに代わって本サービスに関わる業務の一部を行う第三者。

③「利用者保有データ」

利用者が本サービスの利用に際して本設備用サーバーに登録、保管するデータ。

④「本サービス用設備」

本サービスの提供のために、インターコムが設置するハードウェア、ソフトウェアおよび電気通信設備など。

⑤「アカウントID」

パスワードと組み合わせ、本サービスを利用可能な者とその他の者を識別するために用いられる符号。

⑥「パスワード」

アカウントIDと組み合わせ、本サービスを利用可能な者とその他の者を識別するために用いられる符号。

⑦「減数」

本サービスの契約ライセンス数を減らすこと。

第 2 条（本サービス）

本サービスは、利用者が、インターコムが提供する専用アプリケーションなどを、インターネット上にある「Web 給金帳 Cloud」サーバーに接続して明細配信ができるサービスであり、利用者が申し込んだ契約内容に基づいて提供するものとします。

第 3 条（提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第 4 条（利用申し込みの承諾）

1. 本サービス利用に関する申し込みは、利用者が本規約に同意の上で行うものとします。
2. 利用者がサービスパートナーを通して本サービス利用に関する申し込みを行い、それをインターコムが承諾することで、利用者とインターコムの間利用契約が締結されます。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、インターコムは本サービス利用に関する申し込みを承諾しないことがあります。
 - ①申込書に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったとき。
 - ②利用者がインターコムの競合他社であるなど、本サービスを調査する目的で購入しようとしていることが判明したとき。

③利用者に「反社会的勢力」との取引などの関係が存在するとき、もしくは利用者が「反社会的勢力」であるとき。

④その他本サービス利用に関する申し込みを承諾することが不適当と、インターコムが判断したとき。

第 5 条（利用期間および最低利用期間）

1. インターコムは、本サービスの利用契約の証として、利用者に「Web 給金帳 Cloud 契約証書」（以下「契約証書」といいます。）を発行します。契約証書に、本サービスの利用開始日、および本サービスの利用契約に関する情報を記載します。
2. 利用契約は、月額契約と年額契約のいずれかを選択することができます。
3. 利用契約期間は、次の通りとします。

①月額契約の場合

最初3か月とし、その後1か月単位の更新とします。

初回の利用契約期間は、当該利用契約締結日の翌月1日から3か月とします。特に定めのある場合を除き、利用契約期間満了日において自動的に更新されるものとし、第6条に従って解約されるまで、その後の更新についても同様とします。

②年額契約の場合

1年単位とします。

初回の利用契約期間は、当該利用契約締結日の翌月1日から起算して1年後までとします。特に定めのある場合を除き、利用契約期間満了日において自動的に更新されるものとし、第6条に従って解約されるまで、その後の更新についても同様とします。

③5年契約の場合

5年単位とします。

初回の利用契約期間は、当該利用契約締結日の翌月1日から起算して5年後までとします。特に定めのある場合を除き、利用契約期間満了日において自動的に更新されるものとし、第6条に従って解約されるまで、その後の更新についても同様とします。

4. 最低利用期間は、第11条に定める初回課金対象月から起算して3か月とします。

5. 最低利用期間内に、解約および減数を行うことはできません。

第 6 条（利用者からの利用契約の解約）

1. 利用者が利用契約を解約するときは、月末日を解約日として、解約月の前々月末日までに、サービスパートナーを通して、書面でインターコムに解約の申請を行うものとします。解約月の前々月末日までにインターコムに解約の申請が到達した場合には、解約日をもって契約終了となります。ただ

し、利用者は、利用契約期間満了日までの利用料金について支払う義務を負います。

2. 利用者は、前項に定める解約の申請がインターコムに到達した時点において未払いの利用料金などまたは支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 利用者が本条第1項に基づき本サービスを解約する場合、インターコムはすでに支払われている利用料金などを、利用者へ返還しないものとします。

第7条（インターコムからの利用契約の解約）

インターコムは、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- ①本サービスの利用に関する申込書に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったとき。
- ②利用者がインターコムの競合他社であるなど、本サービスを調査する目的で購入しようとしていることが判明したとき。
- ③利用者に「反社会的勢力」との取引などの関係が存在するとき、もしくは利用者が「反社会的勢力」であるとき。
- ④利用料金その他の本サービスに関する支払いを遅滞したとき。

第8条（契約の変更など）

1. 契約期間の途中で、契約を変更することはできません。
2. 契約期間の途中で、月額契約から年額契約、月額契約から5年契約、または年額契約、5年契約から月額契約へ変更することはできません。
3. 月額契約／年額契約／5年契約を切り替える場合は、第4条で定める新たな申し込みを必要とするものとします。

第9条（ライセンス数の変更など）

1. 本サービスの利用には、利用するユーザー1人（アカウントIDとパスワードの組み合わせ1組）につき1ライセンスが必要です。
2. 利用ライセンス数を変更する場合、またはオプションの新規加入もしくは変更を行う場合、利用者がサービスパートナーに利用内容変更に関する申込書を提出します。インターコムがそれを承諾し、変更手続きを行うことで変更されます。
3. 利用ライセンス数またはオプションの変更は、月末日を変更日として、変更月の前々月末日までに利用内容変更に関する申込書を提出するものとします。

第10条（利用料金）

1. 利用者は、ライセンス数および加入オプションその他利用契約の内容に応じて、本サービスの利用料金をサービスパートナーに対して支払うものとします。
2. インターコムは、料金体系について随時変更する事ができます。
3. 前項の規定に従って料金体系を変更する場合は、事前に利用者へ通知するものとします。
4. 利用者が本サービスに関して支払った利用料金は、いかなる場合にも返却されないものとします。

第11条（課金開始）

本サービスの課金開始日は、利用者からの申し込みに対してインターコムが当該申し込みを承諾した翌月1日となります。課

金開始日を起点として、月額契約の場合は月単位で、年額契約の場合は年単位で利用料金を計算するものとします。

第12条（利用者の支払条件）

1. サービスパートナーが定める条件により、サービスパートナーが本サービス利用料金の請求書を利用者に発行します。
2. 利用者は、サービスパートナーが定める条件により、サービスパートナーへ利用料金を支払うものとします。

第13条（直接取引）

1. 利用者は、サービスパートナーを通さず、インターコムと直接取引を行うことができます。
2. 利用者インターコムが直接取引を行う場合、第4条、第6条、第9条、第10条、第12条においてサービスパートナーが行う業務を、直接インターコムが行います。

第14条（本サービスの機能追加、修正など）

1. インターコムは、本サービスの機能追加または修正などについては、インターコムの判断において実施できるものとします。インターコムが行う機能追加または修正などは、本サービスを利用するすべての利用者およびユーザーを対象に適用されます。
2. インターコムは、前項に従い本サービスの機能追加または修正などによって利用者に損害が生じた場合、一切責任を負わないものとします。

第15条（サポートなど）

1. インターコムは、本サービスにおけるサポートを利用者に対して提供します。
2. 本サービスにおけるサポート内容については、インターコムWebサイトに記載の通りとします。
3. インターコムは、本サービスにおけるサポート上必要であると判断した場合、利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータなどについて、監視、分析、調査など必要な行為を行うことができるものとします。

第16条（情報の利用）

1. インターコムは、本サービス全体の製品改善、品質向上、市場調査を目的として、お客様の利用に関する統計値を収集データとして使用できるものとします。なお、疑義を避けるため、インターコムの当該データ使用にあたっては、収集データからお客様、法人または団体などが特定されないようにするものとします。
2. インターコムは、利用者の情報を用いて、本サービスの利用に関する各種の案内を行うことができるものとします。

第17条（利用者連絡先の登録）

1. 利用者は、本サービスの利用に関する連絡先としての電子メールアドレス（以下「連絡用メールアドレス」といいます。）を、本サービスの利用に関する申込書に記載してインターコムに登録するものとします。インターコムは、本サービスの利用に関する連絡・確認などを、原則として登録された連絡用メールアドレスを通して行います。
2. 利用者は、連絡用メールアドレスに変更が生じた場合は、インターコムに対し、文書で速やかに通知するものとします。

利用者が、かかる通知を怠ったことにより、利用者が生じた損害について、インターコムは一切の責任を負わないものとします。

第18条（本サービスの停止）

1. インターコムは、以下の場合、利用者への事前の通知を行うことなく、直ちに、本サービスの提供を停止することができるものとします。その場合、利用料金は返金しないものとします。
 - ①インターコムが、本サービスの緊急を要する保守を行うとき。
 - ②インターコムが、天災・火災・停電などの不可抗力により、本サービスを提供することが困難になったとき。
 - ③利用者が、本サービスを不正目的で利用したとき。
 - ④インターコムが、上記①から③のほか、特に本サービスを停止する必要があると判断したとき。
2. インターコムは、本サービスの停止に関して、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

第19条（本サービスの廃止）

1. インターコムは、その都合により、本サービスの提供を廃止することができるものとします。
2. インターコムは、廃止予定日の6か月以上前に利用者に対してその旨を通知するものとします。
3. インターコムが天災・火災などの不可抗力による場合を除くやむを得ない事情により6か月以上前に通知ができずに本サービスを廃止し、利用者の契約期間中に、本サービスを利用不可能となる期間が生じた場合には、利用料金の残り期間分を日割り計算により返金するものとします。インターコムは、それ以外の一切の責任を負わないものとします。

第20条（利用者設備の維持）

1. 利用者は、自己の費用と責任において、本サービス利用のための自己の設備と環境を維持するものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任において、電気通信サービスを利用してインターネットに接続するものとします。
3. 利用者の設備もしくは前項に定めるインターネット接続環境に不具合がある場合、インターコムは利用者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

第21条（利用者接続情報）

1. 本サービスの利用に必要なアカウントIDおよびパスワードなどの情報（以下「利用者接続情報」といいます。）は、インターコムが定める方法により、管理者用の利用者接続情報1組が、利用者に対して付与されます。利用者は、付与された管理者用の利用者接続情報を使って、ライセンス数の範囲内で、他の利用者接続情報を利用者自ら付与します。
2. 1つの利用者接続情報は1ユーザーのみが使用するものとし、複数のユーザーによって使い回すことはできないものとします。利用者は、自らの管理責任により、利用者接続情報を不正使用されないように厳重に管理するものとします。
3. 利用者は、利用者接続情報を第三者に開示しないものとします。利用者接続情報による利用その他の行為は、すべて利用者による利用と見なします。

4. 第三者が利用者の利用者接続情報を用いて、本サービスを利用した場合、インターコムの責による場合を除き、当該行為は利用者の行為とみなされるものとし、利用者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとし、また、当該行為によりインターコムが損害を被った場合、利用者は当該損害を補填するものとします。
5. 利用者は、利用者接続情報が盗まれたり、第三者に使用されていたりすることが判明した場合には、直ちにその旨をインターコムに通知するとともに、インターコムからの指示に従うものとします。
6. 利用者接続情報に関してのインターコムの責任は、利用者から特定の利用者接続情報による本サービスへのアクセスの停止を書面または電子メールによって要請された場合に、その停止措置を速やかに講じるように努力することに限られるものとします。

第22条（バックアップ）

利用者は、利用者保有データについては、自らの責任において利用し、バックアップするものとします。インターコムはかかる利用者保有データの保管、バックアップなどに関して、一切責任を負わないものとします。

第23条（禁止事項）

1. 利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - ①インターコムもしくは第三者の権利（著作権を含む知的財産権、プライバシー権、名誉権、およびその他の権利）を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - ②本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為。
 - ③本サービスをインターコムの許諾なく利用者以外の第三者に利用させる行為。
 - ④本サービス用設備を、本サービス以外の目的で利用する行為。
 - ⑤法令もしくは公序良俗に違反する行為、または違反するおそれのある行為。
 - ⑥第三者の設備などまたは本サービス用設備などの利用に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
2. インターコムは、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当する場合には、事前に利用者へ通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止し、その他インターコムが必要と認める措置を行うことができるものとします。
3. 前項の本サービス停止措置によって発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、インターコムは一切の責任を負わないものとします。

第24条（秘密情報の取り扱い）

1. 利用者およびインターコムは、本サービスの利用およびサポートにおいて相手方より開示・提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、開示・提供の際に秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情

報については、秘密情報に含まれないものとします。

- ①開示・提供の時点ですでに公知であった情報またはすでに被開示者が保有していた情報。
 - ②開示・提供後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - ③秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報。
 - ④秘密情報を利用することなく被開示者が独自に創出した情報。
3. 利用者およびインターコムは、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、開示することができるものとする。
 4. 秘密情報の開示を受けた者は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの利用およびサポート以外の目的で一切使用しないものとします。
 5. 秘密情報の開示を受けた者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとします。
 6. 秘密情報の開示を受けた者は、相手方の要請があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報および複製物を相手方に返還または廃棄するものとします。
 7. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとします。

第25条（個人情報の取り扱い）

1. 利用者およびインターコムは、本サービス利用およびサポートにおいて相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス利用およびサポートの範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、「特定個人情報」の取り扱いについては、第26条に従うものとします。
2. 利用者およびインターコムは、個人情報の保護に関する関連法令を遵守するものとします。
3. 本サービスは個人情報や特定個人情報を収集・管理するものではなく、登録された個人情報や特定個人情報を取り扱うサービスではありません。なお、本サービスは個人情報の取り扱いを行いませんので、個人情報保護に関する法律上の第三者提供または委託には該当いたしません。
4. 本条の規定は、本サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

第26条（特定個人情報の取り扱い）

1. 利用者およびインターコムは、本サービス利用およびサポートにおいて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）で定めるところの「特定個人情報」を相手方に提供しないものとします。
2. 利用者保有データに特定個人情報が含まれる場合、利用者は自らの責任において、番号法に従って安全かつ適正に管理するものとします。

第27条（免責）

1. インターコムは、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、有用性を有すること、および不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも暗示的にも一切の保証を行うものではありません。
2. インターコムは、利用者が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争などについて一切の責任を負わないものとします。
3. インターコムは、利用者および第三者が本サービスの利用により被った損害に対するインターコムの責任の上限を以下の額とします。なお、インターコムの責に帰すことができない事由から生じた損害、逸失利益についてインターコムは賠償責任を負わないものとします。
 - ①直近1年間に発生した利用料金。
 - ②利用期間が1年に満たない場合には、当該利用期間に発生した利用料金。

第28条（利用終了後の措置）

インターコムは、利用者の解約の申し入れにより利用契約が終了した場合、利用者保有データを、解約日より10営業日以内に消去することとします。

第29条（委託）

インターコムは、本サービスの提供およびサポートにあたり、その全部または一部の業務を第三者に自由に委託することができるものとします。

第30条（知的財産権）

本サービスおよび本サービスに関する資料などの著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウなどの知的財産権およびその他の一切の権利は、インターコムおよびインターコムに権利を許諾した第三者に帰属します。

第31条（本規約の変更）

1. インターコムは、本規約を随時変更することができるものとします。
2. インターコムは、本規約を変更した場合、電子メールまたはインターコムが別途指定するWebサイトに掲載など、インターコムが妥当と判断する方法で告知するものとします。
3. 前項に従い本規約の変更が利用者に告知された後、利用者が本サービスを利用した場合、本規約の変更が利用者によって承諾されたものと見なします。
4. インターコムから利用者への告知は、電子メールの送信またはインターコムが別途指定するWebサイトに掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第32条（合意管轄裁判所）

本規約は日本国法に準拠するものとし、本規約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。